

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図るため、予算の範囲内において、木造住宅の所有者等からの申請に基づき京都府木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）を派遣して耐震診断を実施することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅

延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている木造住宅（長屋又は共同住宅（1棟5戸以内）にあつては、各住戸のいずれもが延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているもの）のうち、長岡京市の区域内に所在する住宅（国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工され完成している住宅

イ 地震（京都府住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成16年京都府告示第534号）第3条の規定により京都府知事が別に定めるものに限る。）による被害を受けたことについて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書により証明されている住宅

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）により地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断士

京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者をいう。

(4) 木造住宅の所有者等

木造住宅の所有者又は賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者をいう。

(耐震診断士の派遣)

第3条 市長は、簡易耐震診断（誰でもできるわが家の耐震診断等）の評点の合計が9点以下である木造住宅の所有者等で耐震診断を希望する者に耐震診断士を派遣する。

(派遣の申込み)

第4条 木造住宅の所有者等で耐震診断士の派遣を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、派遣する耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）を決定したときは、その旨を長岡京市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容を変更する必要があると認めるときは、当該決定通知書の内

容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者（前条第1項の規定により通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、決定通知書を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに長岡京市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書（様式第4号）により決定を取り消した派遣対象者に通知するものとする。

(派遣診断士の派遣)

第8条 市長は、第5条第1項の派遣診断士を決定したときは、速やかに当該派遣診断士を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第9条 派遣診断士の派遣に要する費用は、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め55,000円とし、そのうち、長岡京市は、消費税及び地方消費税相当額を含め52,000円を負担するものとする。

(派遣対象者の費用負担)

第10条 派遣対象者は、前条に定める費用のうち、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め3,000円を、建物調査終了直後、派遣診断士に支払うものとする。

(診断結果の通知)

第11条 耐震診断の結果は、派遣診断士の報告のもと、長岡京市木造住宅耐震診断結果通知書（様式第5号）により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第12条 市長は、耐震診断の結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(派遣診断士の守秘義務等)

第13条 派遣診断士は、当該耐震診断に関し、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 耐震診断に関し、派遣対象者から第10条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。

(2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第14条 市長は、本事業に関する業務を委託することができる。

(施行の細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱に規定する様式各号によりなされた手続きは、当分の間、所要の修正を加え、この要綱に定める相当の様式によりなされた手続きとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 令和元年9月30日以前に木造住宅耐震診断士の派遣が完了した木造住宅耐震診断士派遣事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣申込書

年 月 日

長岡京市長 様

(郵便番号： —)
住 所

ふりがな
申込者 氏 名

〔電話〕 (—)
所有等別 (所 有 者 ・ 居 住 者)

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、次の住宅について耐震診断士の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用 途	専用住宅 / 併用住宅（併用用途： ）
	構造／階数	木造在来軸組工法・それ以外 平屋・2階・それ以外
	床面積	1階： m ² 2階： m ² その他： m ² 合計： m ²
	建築着工時期 〔建築確認年月〕	年 月 ころ（新築時） 年 月 日 （新築時）／不明
	耐震診断の履歴	今回が初めて／本事業の診断歴あり／他（ ）の診断歴あり
【備考】		

整理番号	—	審査欄	
------	---	-----	--

上記【備考】欄には、
(1) 上記建物において増築・修繕・模様替・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
(2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
(3) 本年度において上記住宅とは別の住宅もこの派遣事業を希望される場合、その旨及び申込み時期などを記載してください。
(4) 共有名義者がいれば記入し、木造住宅診断士の派遣事業に関して同意を得ておいてください。
一戸建て以外の住宅にあっては、全住戸の申込書を同時に提出してください。
所有者と居住者が異なる場合は、両者のうち、申込者以外の者の同意書（別紙）を添付してください。

(別紙)

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣同意書

年 月 日

長岡京市長 様

(郵便番号： —)
住 所

同意者 ^{ふりがな}氏 名

[電話] (—) —

所有等別 (所 有 者 ・ 居 住 者)

下記申込者が、次の住宅について、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業を利用して、当該住宅の耐震診断を受けることを同意します。

申 込 者	住所	(郵便番号： —)
	氏名	
対 象 住 宅 の 概 要	所在地	
	用 途	専用住宅 / 併用住宅 (併用用途：)
	構造／階数	木造在来軸組工法・それ以外 平屋・2階・それ以外
	床面積	1階： m ² 2階： m ² その他： m ² 合計： m ²
	建築着工時期 [建築確認年月]	年 月 日 (新築時) 年 月 日 (新築時) / 不明
	耐震診断の履歴	今回が初めて / 本事業の診断歴あり / 他 () の診断歴あり
【備考】		

上記【備考】欄には、

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
- (3) 共有名義者がいれば記入し、木造住宅診断士の派遣事業に関して同意を得ておいてください。

第 年 月 日 号

様

長岡京市長

印

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった耐震診断士の派遣については、下記のとおり派遣診断士を決定したので、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、同要綱第14条の規定に基づき、下記派遣診断士に業務を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整の上、この派遣診断士が耐震診断のための現地建物調査を行います。別紙「調査に当たっての留意事項」をよくお読みいただき、限られた時間内に効率良く適切に実施できるようご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 派遣診断士の氏名
- 2 派遣診断士の連絡先
- 3 現地建物調査の時期
- 4 問い合わせ先

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣辞退届

年 月 日

長岡京市長 様

(郵便番号: —)
住 所

ふりがな
申込者 氏 名

〔電話〕 () —

所有等別 (所 有 者 ・ 居 住 者)

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった耐震診断士の派遣について、
下記の理由により辞退したいので、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条の規定に
基づき届け出ます。

記

〔辞退する理由〕

(別紙)

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣辞退同意書

長岡京市長 様

年 月 日

(郵便番号： —)
住 所

同意者 ^{ふりがな} 氏 名

〔電話〕 (—)

所有等別 (所 有 者 ・ 居 住 者)

下記の申込者が、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業を利用した耐震診断を辞退することを同意します。

申 込 者	住所	(郵便番号： —)
	氏名	

第 年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書

長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で通知した耐震診断士の派遣決定については、下記の理由により取り消しましたので通知いたします。

記

〔取り消した理由〕

第 年 月 日 号

様

長岡京市長

長岡京市木造住宅耐震診断結果通知書

年 月 日付けで申し込みのあった木造住宅耐震診断の結果は、下記のとおりでしたので、長岡京市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第11条の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 診断結果
別添「診断結果報告書」のとおり